

# 大分県報

平成二十七年  
三月二日（一七）

（月曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

- 大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………一  
交番等の設置に関する規則の一部改正……………二  
大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部改正……………二  
警察本部訓令  
大分県警察における音楽隊の運用に関する規程の制定……………一  
大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………四  
大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令の一部改正……………五

### ○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月2日

大分県公安委員会委員長 高橋治人

大分県公安委員会規則第3号

#### 大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表の広報課の項中  
「情報室を犯罪被害者支援室」を「音楽隊に改め、  
情報室を犯罪被害者支援室」

「安全・安心まちづくり推進室」を「安全・安心まちづくり  
同表の生活安全企画課の項中 ストーカー・DV等総合対策室」を許可等事務管  
ストーカー・DV等

推進室に改める。  
「対策室」

第4条の表中

日田分隊	日田市大字渡里
速見分隊	速見郡日出町大字南畑
佐伯分隊	佐伯市大字上岡

を

日田分隊	日田市大字渡里
速見分隊	速見郡日出町大字南畑
佐伯分隊	佐伯市大字上岡
津中分隊	津中市三光西條

に改める。

第5条の表中

航空隊及び機動捜査隊
------------

を

音楽隊、航空隊及び機動捜査隊
----------------

に改め、同表の交

通管理官の項の次に次のように加える。

交通事故分析官	交通企画課	警視の階級にある警察官	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
---------	-------	-------------	---------------------

第5条の表の隊長補佐の項中「並びに」の次に「音楽隊、航空隊、」を加え、同表中

隊長	鉄道警察隊並びに交通機動隊及び高速道路交通警察隊の分駐隊	隊長	鉄道警察隊並びに鉄道警察隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の分駐隊
----	------------------------------	----	------------------------------------

に改める。

第14条第10号中「第117号」の次に「、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）」を加える。

第16条第11号中「警備法違反」の次に「、インターネット異性紹介事業を利用して児童

を誘引する行為の規制等に関する法律違反」を加え、同条中第17号を削り、第18号を第17号とする。

第31条の6を第31条の7とし、第31条の5を第31条の6とし、第31条の4を第31条の5とし、第31条の3の次に次の1条を加える。

（音楽隊の分掌事務）

**第31条の4** 音楽隊においては、音楽隊に関する事務をつかさどる。

第33条の2を第33条の3とし、第33条の次に次の1条を加える。

（許可等事務管理室の分掌事務）

**第33条の2** 許可等事務管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関すること。

(2) 風俗関係事犯、売春関係事犯及び外国人労働者に係る雇用関係事犯に関する行政施策に関すること。

(3) 古物営業法、質屋営業法、警備業法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律及び探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。

(4) 公営競技に関すること。

(5) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の施行に関すること。

第35条第5号中「の施行」を「違反の取締り」に改める。  
第54条第1項中「、大分東警察署に刑事官を」と削り、「に地域官、刑事官」を「に地域官」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月2日

大分県公安委員会委員長 高 橋 治 人

大分県公安委員会規則第4号

**交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則**

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分東警察署の部の鶴崎駅前交番の項中「、大字丸亀、大字下徳丸、大字常行、大字南、大字鶴瀬、大字関園」を削り、同部の横尾交番の項中「公園通り西2丁目の一

部」を「公園通り1丁目、公園通り2丁目、公園通り3丁目、公園通り4丁目、公園通り5丁目、公園通り西1丁目、公園通り西2丁目、京が丘南1丁目、京が丘南2丁目」に、「及び大字葛木の一部」を「、大字葛木の一部、大字丸亀、大字下徳丸、大字常行、大字南、大字鶴瀬、大字関園、大字松岡、大字大津留、大字毛井、大字下判田の一部、大字宮河内、大字広内、大字種具、大字迫及び大字丹川の一部」に改め、同部の松岡警察官駐在所の項及び川添警察官駐在所の項を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月2日

大分県公安委員会委員長 高 橋 治 人

大分県公安委員会規則第5号

**大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例施行規則（平成7年大分県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の音楽隊の隊員に任命された警察官の項中「の隊員に任命された」を「に勤務する」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○ 訓 令 名 称**

大分県警察本部訓令第3号

警 察 本 部

警 察 学 校

警 察 署

大分県警察における音楽隊の運用に関する規程を次のように定める。

平成27年3月2日

大分県警察本部長 奥 野 省 吾

## 大分県警察における音楽隊の運用に関する規程

(題旨)

**第1条** この訓令は、警務部広報課音楽隊（以下「音楽隊」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 音楽隊は、演奏活動を通じて、警察広報を効果的に推進し、県民との融和を図るとともに、警察職員の士気を高め、情操を豊かにすることを任務とする。

(楽長等)

**第3条** 音楽隊に楽長1人及び副楽長2人を置き、警務部広報課長（以下「広報課長」という。）が指名する者をもって充てる。

2 楽長は、演奏活動の企画、音楽隊の職員の教養訓練及び演奏の指揮を行う。

3 副楽長は、楽長を補佐し、楽長が不在のときは、楽長に代わってその職務を行う。（派遣申請）

**第4条** 所属長は、音楽隊の派遣を受けようとするときは、派遣を必要とする月の前月5日までに、音楽隊派遣申請書（別記様式）により、広報課長に申請するものとする。ただし、やむを得ない場合は、電話その他の方法により申請することができる。

2 所属長が、警察以外の団体等から音楽隊の派遣申請を受けた場合においては、前項の規定を準用する。

(派遣演奏の基準)

**第5条** 音楽隊の派遣演奏は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 警察が主催し、若しくは共催する行事で、警察広報活動上必要があると認めたととき、又は警察職員の士気の高揚及び情操教育の必要があると認めたととき。

(2) 国若しくは地方公共団体の主催する行事で、警察広報活動上必要があると認めたととき、又は県民と警察の融和のため必要があると認めたととき。

(3) 県又は市町村教育委員会（学校を含む。）の主催する行事で、必要があると認めたととき。

(4) その他警察本部長が特に必要があると認めたととき。

(教養訓練)

**第6条** 音楽隊の教養訓練は、毎週1回日時を定めて行う定期訓練及び必要に応じて特別に行う特別訓練とする。

2 隊員の技術を向上させるため必要があるときは、部外講師を招いてその指導を受け、又は隊員を部外の演奏会等に派遣することができると認めたととき。

(演奏計画等の通知)

**第7条** 広報課長は、毎月10日までに翌月の教養訓練計画及び派遣演奏計画を策定し、関係する所属の長に通知するものとする。

(所属長の協力)

**第8条** 所属長は、音楽隊の教養訓練及び派遣演奏に積極的に協力するものとする。

(楽器等の管理)

**第9条** 警務部広報課音楽隊長は、定期的に楽器及び備品等の点検を行い、その結果を広報課長に報告しなければならない。

(委任)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、音楽隊の運用に関し必要な事項は、広報課長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年3月2日から施行する。

(大分県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令の廃止)

2 大分県警察音楽隊の設置及び運用に関する訓令（平成2年大分県警察本部訓令第1号）は、廃止する。

別記様式（第4条関係）

警務部 広報課長 殿		第 年 月 日	
( 所属長 )			
音楽隊派遣申請書 下記のとおり、音楽隊の派遣を申請します。 記			
行事の名称			
主催者	担当者		
	連絡先		
行事の日時	年月日（曜日）	場所（会場）	
	時分～時分	音楽隊用駐車場	
行事の概要（要請の理由）			
所属（警察署）として計画している広報活動の内容	所属の連絡責任者		（警電）
	対象者 幼児・小学生・中学生・一般人・高齢者（約 人）		
演奏時間及び演奏形態	時分～時分	時分	演奏形態（式典・演奏会・パレード・ドリル）
	時分～時分	時分	演奏形態（式典・演奏会・パレード・ドリル）
雨天の場合	パレードコース		～ （距離約 km）
連絡事項			

- 備考 1 「行事の日時」欄は、行事全体の時間を記載すること。  
 2 「対象者」及び「演奏時間及び演奏形態」欄は、該当するものを○で囲むこと。  
 3 行事の詳細が分かる資料等があれば添付すること。

大分県警察本部訓令第4号

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月2日

大分県警察本部長 奥野省吾

第3条第1項の表中

広 報 課	管理係、広報係、広聴係、警察安全相談係、文書係
情 報 室	情報係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係

を

広 報 課	管理係、広報係、広聴係、警察安全相談係、文書係
音 楽 隊	音楽係
情 報 室	情報係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係

に改め、

同表の警務課の項中「人事係」の次に「採用係」を加え、同表中

生活安全企画課	管理係、企画係、指導係、警備業・探偵業係、保護係、営業係、保安係
安全・安心まちづくり推進室	安全・安心まちづくり推進係
ストーカー・DV等総合対策室	ストーカー・DV等総合対策係、子供・女性を守る特別対策班、犯罪被害者支援係

を

生活安全企画課	管理係、企画係、指導係、保護係
---------	-----------------

大分県警察本部訓令第6号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第38号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月2日

大分県警察本部長 奥野省吾

第3条第1項及び第2項中「及び佐伯分駐隊」を「、佐伯分駐隊及び中津分駐隊」に改める。

別表の本隊の項中「間」の次に「及び高速自動車国道九州自動車道のうち大分米良インターチェンジから大分宮河内インターチェンジまでの間」を加え、同表の速見分駐隊の項中「高速自動車国道東九州自動車道のうち宇佐インターチェンジから大分県と福岡県の境界までの間、」を削り、「宇佐市大字山下」を「宇佐市大字山本」に改め、「一般国道212号のうち自動車専用道路に指定された中津市大字定留から中津市三光西株までの間」を削り、同表の佐伯分駐隊の項中「大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまで及び蒲江インターチェンジ」を「大分宮河内インターチェンジ」に改め、同表に次のように加える。

中津分駐隊	中津市三光西株	高速自動車国道東九州自動車道のうち宇佐インターチェンジから大分県と福岡県の境界までの間、一般国道10号のうち自動車専用道路に指定された宇佐市大字山下から宇佐市大字山本までの間及び一般国道212号のうち自動車専用道路に指定された中津市大字定留から中津市三光西株までの間
-------	---------	---

附 則

この訓令は、平成27年3月2日から施行する。ただし、別表の本隊の項及び佐伯分駐隊の項の改正規定は、平成27年3月21日から施行する。

に改め、

安全・安心まちづくり推進室	安全・安心まちづくり推進係
許可等事務管理室	警備業・探偵業係、営業係、保安係、支援・指導係
ストーカー・DV等総合対策室	ストーカー・DV等総合対策係、子供・女性を守る特別対策班、犯罪被害者支援係

同表の捜査第二課の項中「選挙係」の次に「、特殊詐欺係」を加え、「振り込め詐欺特捜班」を「特殊詐欺特捜班」に改め、同表の組織犯罪対策課の項中「管理係」の次に「、企画・指導係」を加える。

第4条第1項の表中

広 報 官	広 報 課	警 視	(1) 広報及び広聴に関すること。 (2) 警察安全相談に関すること。 (3) 音楽隊に関すること。 (4) その他上司の命を受けた事務に関すること。
-------	-------	-----	--

を

広 報 官	広 報 課	警 視	(1) 広報及び広聴に関すること。 (2) 警察安全相談に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
-------	-------	-----	--

に改め、

同表の交通管理官の項の次に次のように加える。

交通事故分析官	交通企画課	警 視	(1) 交通事故の調査及び分析に関すること。 (2) 総合的な交通事故抑止対策の立案に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
---------	-------	-----	--

別表の1の生活安全課の部の生活安全係の項中「生活安全係」の次に「、保安営業係」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年3月2日から施行する。